平成２７年（フ）第３０号
広島県尾道市向島町6206番地
債務者　森　　智榮
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１１４号
愛媛県松山市山越１丁目２番10号　オレンジハイム三好101号室
債務者　小野下加代
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９号
愛媛県新居浜市山根町４番13号、住民票上の住所愛媛県新居浜市中西町16番29号
債務者　岡　　美鈴
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第９６号
長崎県長崎市大鳥町１番６号
債務者　山道　鶴次
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
大分市大字田尻780番地の33
債務者　高瀬　三男
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江2119番地
債務者　杉田今朝輝
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３９号
宮崎市青島５丁目１番14号
債務者　横山　英男
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５２号
福島市岡部字川原88番地の５　２号
債務者　染谷　宏治
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
福島県伊達郡国見町大字山崎字宮前３番地２町住―17号
債務者　佐野　恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１１号
福井県越前市府中３丁目６番20号、旧住所福井県越前市府中３丁目６番21号
債務者　串かつ陣屋こと　石川　修司
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
長野県諏訪市大字中洲3496番地１　ハイツ道203、前住所長野県諏訪市大字四賀669番地１コーポ柿沢201
債務者　西田　頼子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第６３８号
愛知県小牧市城山１丁目６番地３　コンフォール城山９号棟801号
債務者　益岡タツオこと益岡フェルナンド　タツオこと　ＭＯＳＳＵＯＫＡ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ　ＴＡＴＳＵＯ
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４号
山口県下関市大字田倉153番地１
債務者　亀やまこと　山名とも子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
大分市大字中戸次5635番地の２　スリーゼ中戸次301
債務者　森竹　真吾
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６４号
大分県別府市大字鶴見1972番地の３
債務者　姉川　元裕
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７号
大分市三川上１丁目２番24号　コバルトマンションＣ101
債務者　後藤　伸祐
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係